

## ○嬉野市表彰条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 154 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、本市の市政の発展及び市民の福祉の増進に寄与し、その功績が顕著で、市民の模範になる者を表彰することにより、その功績をたたえとともに、市の自治の振興を促進することを目的とする。

### (表彰)

第 2 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について表彰する。

- (1) 地方自治の進展に貢献し、その功績の顕著な者
- (2) 教育、学術、体育その他文化の振興に貢献し、その功績の顕著な者
- (3) 産業の開発振興に貢献し、その功績の顕著な者
- (4) 社会事業に貢献し、その功績の顕著な者
- (5) 民生の安定に貢献し、その功績の顕著な者
- (6) 保健衛生に貢献し、その功績の顕著な者
- (7) 風教の善導その他社会教化に貢献し、その功績の顕著な者
- (8) 治安の維持、人命救助その他火災等の防護に挺身し、その功績の顕著な者
- (9) 運輸交通に貢献し、その功績の顕著な者

### (推薦委員会の設置)

第 3 条 市長の諮問に応じ、表彰に関する事項を審査するため、推薦委員会を置く。

### (諮問)

第 4 条 市長は、第 2 条各号のいずれかに該当する者があると認めるときは、推薦委員会に諮問しなければならない。

### (賞状等)

第 5 条 表彰は、表彰状及び金品を授与して行うものとする。

### (議会の議決)

第 6 条 前条の金品について、特に市長が必要と認めるときは、推薦委員会の意見を聴いて市議会の議決を経なければならない。

### (追彰)

第 7 条 表彰を受けるべき者が死亡したときは、これを追彰することができる。

### (委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 7 条に規定する者については、平成 18 年 1 月 1 日から適用する。